

☑ 令和8年度合志市国保税 軽減判定早見表 ☑

この早見表は均等割・平等割の軽減対象となる所得の基準額を示したものです。

被保険者数	給与・年金 所得者の数	軽減基準額(円) (基準額以下であれば軽減該当)		
		7割減	5割減	2割減
1人	0~1人	430,000	740,000	1,000,000
	2人	530,000	840,000	1,100,000
2人	0~1人	430,000	1,050,000	1,570,000
	2人	530,000	1,150,000	1,670,000
	3人	630,000	1,250,000	1,770,000
3人	0~1人	430,000	1,360,000	2,140,000
	2人	530,000	1,460,000	2,240,000
	3人	630,000	1,560,000	2,340,000
	4人	730,000	1,660,000	2,440,000
4人	0~1人	430,000	1,670,000	2,710,000
	2人	530,000	1,770,000	2,810,000
	3人	630,000	1,870,000	2,910,000
	4人	730,000	1,970,000	3,010,000
	5人	830,000	2,070,000	3,110,000
5人	0~1人	430,000	1,980,000	3,280,000
	2人	530,000	2,080,000	3,380,000
	3人	630,000	2,180,000	3,480,000
	4人	730,000	2,280,000	3,580,000
	5人	830,000	2,380,000	3,680,000
	6人	930,000	2,480,000	3,780,000
6人	0~1人	430,000	2,290,000	3,850,000
	2人	530,000	2,390,000	3,950,000
	3人	630,000	2,490,000	4,050,000
	4人	730,000	2,590,000	4,150,000
	5人	830,000	2,690,000	4,250,000
	6人	930,000	2,790,000	4,350,000
	7人	1,030,000	2,890,000	4,450,000

所得が少ない世帯の軽減措置

国保加入世帯の賦課期日(原則として4月1日)現在における世帯主と全ての被保険者の前年の所得の合計が、国の定める基準所得以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減早見表のみかた

「被保険者数」
…国民健康保険の加入者数

「給与・年金所得者の数」
…下記に該当する方の数

- 給与収入が55万円以上
- 年金収入が60万円以上(64歳以下の場合)
- 年金収入が125万円以上(65歳以上の場合)

※「給与・年金所得者の数」は擬制世帯主(国保に加入していない世帯主)も含みます。

以下に該当する場合は取り扱いが異なります。

- 65歳以上で年金所得がある場合…年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定
- 青色専従者給与額及び事業専従者控除額がある場合…必要経費に算入しない、それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとして判定
- 長期譲渡所得、短期譲渡所得がある場合…特別控除はないものとして判定
- 雑損失がある場合…繰越損失適用後の金額で判定

軽減割合	軽減基準額 計算式
7割軽減	$430,000 + 100,000 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$
5割軽減	$430,000 + 310,000 \times \text{被保険者数} + 100,000 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$
2割軽減	$430,000 + 570,000 \times \text{被保険者数} + 100,000 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$



問い合わせ先：合志市役所 税務課 TEL 096-248-1114